

災害救援情報

福岡県社会福祉協議会 福岡県共同募金会 発行

代 表 TEL (092)584-3377 FAX (092)584-3369
災害福祉支援センター TEL (092)584-3630 FAX (092)584-3790

災害ボランティアセンターの 設置状況について(現在5カ所)

久留米市、那珂川市、うきは市に続いて、下記町村に、災害ボランティアセンターが設置されました。

○令和5年7月12日(水) 設置

【広川町災害ボランティアセンター】

住所：八女郡広川町大字新代 2165-1 (保健・福祉センターはなやぎの里内)

H P : <http://hirokawashakyou.jp/>

※現在、福岡県内在住の方を対象にボランティアを募集(登録)しています。

○令和5年7月13日(木) 設置

【東峰村災害ボランティアセンター】

住所：福岡県朝倉郡東峰村小石原鼓 2 8 4 6

H P : <http://toho-shakyo.net/>

※現在、福岡県内在住の方を対象にボランティアを募集(登録)しています。

ボランティア活動保険 大規模災害特例が適用されました

全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」では、大規模災害が発生し、災害ボランティアセンターが設置され、災害復旧対応のボランティア活動に緊急性がある場合、被災地の県社会福祉協議会への要請に基づいて「大規模災害特例」を適用し、ボランティアの方々が速やかに災害復旧活動に対応できるように利便性を図っています。

【大規模災害特例が適用された場合】

・補償開始

通常は加入申し込み手続きの完了した日の翌日午前0時から補償開始となりますが大規模災害特例が適用された場合は、社会福祉協議会で加入申し込み手続き完了した時点から即時の補償開始となります。

・加入申し込み

通常は、ボランティア自身が所属又は居住する最寄りの社会福祉協議会でボランティア活動保険を申込みいただきますが、大規模災害時のボランティアの場合は、被災地の社会福祉協議会で加入が可能となります。

災害ボランティア車両の 高速道路の無料措置について

各高速道路会社では、災害の発生時に被災自治体の要請を受け、道路整備特別措置法に基づき、災害ボランティア車両の高速道路無料措置を実施しています。

これにより、久留米市災害ボランティアセンターで活動する災害ボランティア車両については、7月13日から9月30日までの期間、無料措置が適用されます。

詳細については、下記のNEXCO西日本のホームページを御確認ください。

なお、他の地域（那珂川市、うきは市、広川町、東峰村）についても、現在、各自治体で手続き中であることを、県消防防災指導課に確認しました。

○NEXCO西日本のホームページ <https://corp.w-nexco.co.jp/newly/r1/0830/>